

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月16日
【計算期間】	第1特定期間（自平成20年6月27日 至平成20年12月22日）
【ファンド名】	プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1204
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

高金利通貨マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドへの投資を通じて、世界の通貨の中から相対的に金利の高い8通貨を選定し、主として当該現地通貨建ての短期債券等（国債、州債、政府機関債、政府保証債、国際機関債等）に分散投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

なお、ファンドは、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／海外／債券」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

◎ 商品分類

ファンドの商品分類は、「追加型投信／海外／債券」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり (適時ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券・公債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。（平成21年1月1日現在）

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、〔属性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

〔属性区分表の定義〕

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

- ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX

(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■ ファンドの特色

1. 高金利通貨マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、世界の通貨の中から相対的に金利の高い8通貨を選定し、主として当該現地通貨建ての短期債券等（国債、州債、政府機関債、政府保証債、国際機関債等）に分散投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

※ マザーファンドの受益証券への投資を通じて、マザーファンドの投資態度と実質的に同一の投資態度で運用を行います。

2. 通貨の選定に当たっては、投資対象国の金利水準のほか、格付け^{（注1）}、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し決定します。

なお、投資対象国の金利水準、格付け^{（注1）}、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し、必ずしも選定通貨が8通貨とならない場合もあります。また選定通貨の見直しは適宜行います。

（注1） 自国通貨建て長期債務格付けが、取得時においてBBB格以上（S&PでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。

3. 投資対象通貨（国）は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場^{（注2）}を含む）とJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数の採用国の中から選定します。

（注2） 参考市場とは、「シティグループ世界国債インデックス」には採用されてい

ないものの、シティグループ・グローバル・マーケット・インクがそのパフォーマンス等のデータを提供している国の債券市場です。

投資対象通貨（国）（2009年1月末現在）

欧州 英・ポンド（英国） ユーロ（ユーロ圏） スイス・フラン（スイス） スウェーデン・クローナ（スウェーデン） デンマーク・クローネ（デンマーク） ノルウェー・クローネ（ノルウェー） ポーランド・ズロチ（ポーランド） ハンガリー・フォリント（ハンガリー） ロシア・ルーブル（ロシア） トルコ・リラ（トルコ）	アジア: シンガポール・ドル（シンガポール） 中国・人民元（中国） マレーシア・リンギット（マレーシア） インド・ルピー（インド） インドネシア・ルピア（インドネシア） タイ・バーツ（タイ） 韓国・ウォン（韓国） フィリピン・ペソ（フィリピン） 台湾・ドル（台湾）
アフリカ 南アフリカ・ランド（南アフリカ） エジプト・ポンド（エジプト）	北米 米ドル（米国） カナダ・ドル（カナダ）
オセアニア: オーストラリア・ドル（オーストラリア） ニュージーランド・ドル（ニュージーランド）	中南米: メキシコ・ペソ（メキシコ） ブラジル・レアル（ブラジル） コロンビア・ペソ（コロンビア） ペルー・ソール（ペルー） チリ・ペソ（チリ） アルゼンチン・ペソ（アルゼンチン）

※ 投資対象通貨（国）は、今後変更になる場合があります。

○ シティグループ世界国債インデックスとは

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関する全ての権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが有しています。

○ J Pモルガン社のGBI-EM（ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット）ブロード・ディバーシファイド指数とは

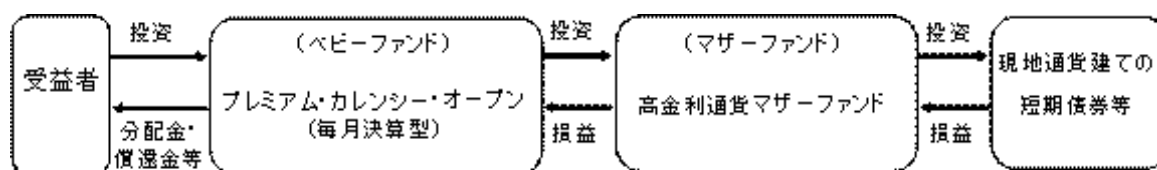
J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されております。

4. ポートフォリオ全体のデュレーションは、原則として1年程度以内を基本とします。ただし、市場環境が大幅に変化した場合等には、1年程度以内とならない場合があります。

5. 債券の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

6. 運用の効率化を図るため、外国為替予約取引等を利用する場合があります。
7. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
8. 高金利通貨マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド（プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型））としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（高金利通貨マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



9. 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

ただし、第1計算期間の決算日（平成20年8月20日）および第2計算期間の決算日（平成20年9月22日）には、収益分配を行いません。

- ・ 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

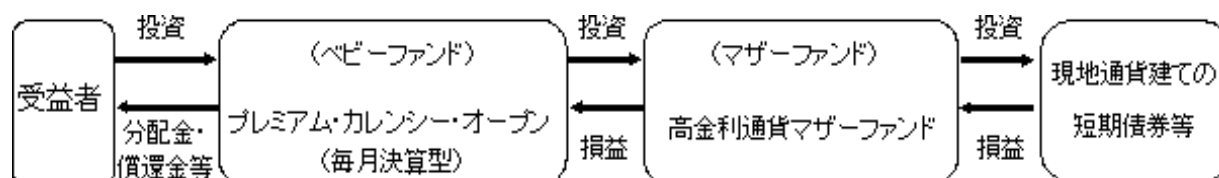
繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- ・ 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

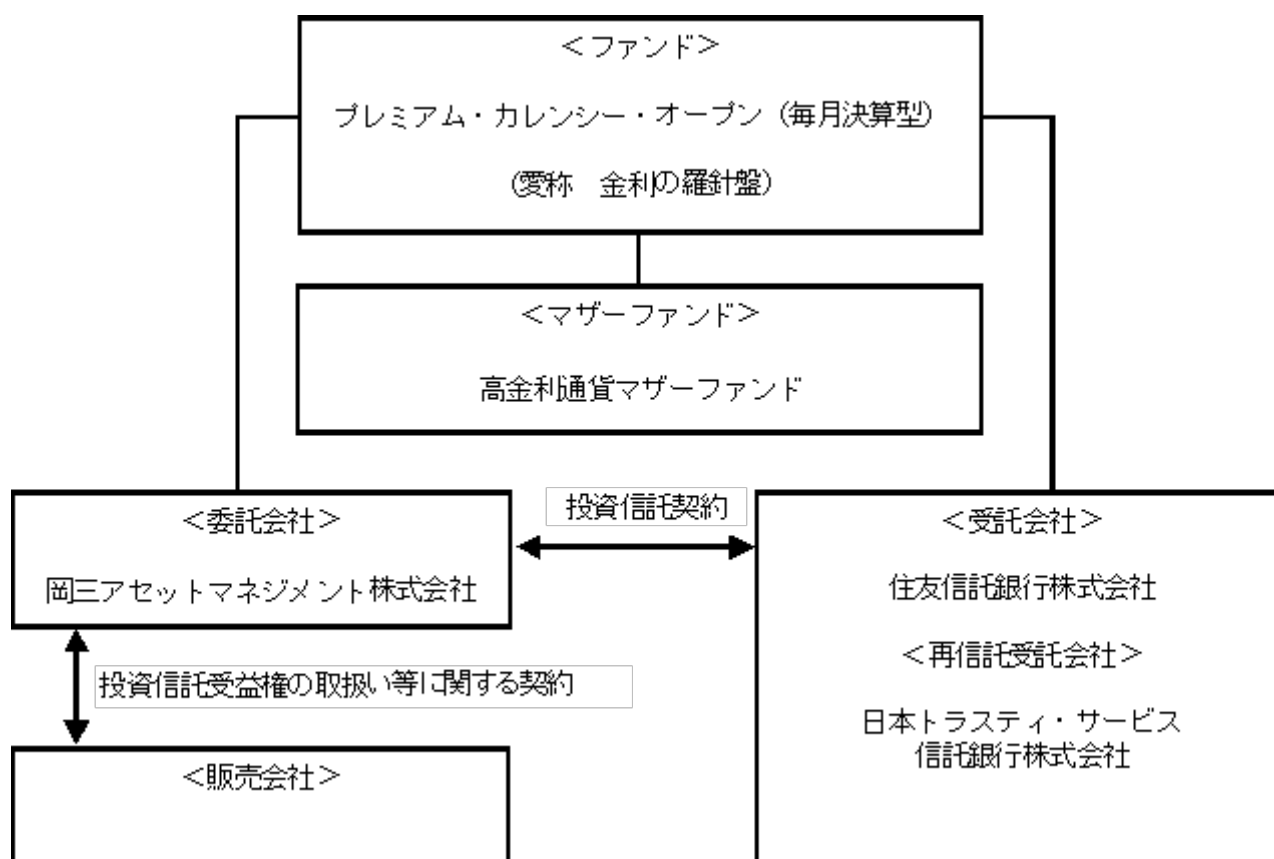
(2) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド（プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型））としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（高金利通貨マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	住友信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況

◆ 資本金（平成21年1月30日現在）

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況（平成21年1月30日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,250株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

高金利通貨マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 高金利通貨マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、世界の通貨の中から相対的に金利の高い8通貨を選定し、主として当該現地通貨建ての短期債券等（国債、州債、政府機関債、政府保証債、国際機関債等）に分散投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。（マザーファンドの受益証券への投資を通じて、マザーファンドの投資態度と実質的に同一の投資態度で運用を行います。以下、同じ。）

ロ. 通貨の選定に当たっては、投資対象国の金利水準のほか、格付け^{（注）}、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し決定します。なお、投資対象国の金利水準、格付け^{（注）}、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し、必ずしも選定通貨が8通貨とならない場合もあります。また選定通貨の見直しは適宜行います。

（注） 自国通貨建て長期債務格付けが、取得時においてBBB格以上（S&PでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。

ハ. ポートフォリオ全体のデュレーションは、原則として1年程度以内を基本とします。ただし、市場環境が大幅に変化した場合等には、1年程度以内とならない場合があります。

ニ. 債券の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

ホ. 運用の効率化を図るため、外国為替予約取引等を利用する場合があります。

ヘ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）高金利通貨マザーファンドの投資方針

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

外貨建ての短期債券等（国債、州債、政府機関債、政府保証債、国際機関債等）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 世界の通貨の中から相対的に金利の高い8通貨を選定し、主として当該現地通貨建ての短期債券等（国債、州債、政府機関債、政府保証債、国際機関債等）に分散投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ. 通貨の選定に当たっては、投資対象国の金利水準のほか、格付け^{（注）}、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し決定します。なお、投資対象国の金利水準、格付け^{（注）}、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案し、必ずしも選定通貨が8通貨とならない場合もあります。また選定通貨の見直しは適宜行います。

（注）自国通貨建て長期債務格付けが、取得時においてBBB格以上（S&PでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。

ハ. ポートフォリオ全体のデュレーションは、原則として1年程度以内を基本とします。ただし、市場環境が大幅に変化した場合等には、1年程度以内とならない場合があります。

ニ. 債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

ホ. 運用の効率化を図るため、外国為替予約取引等を利用する場合があります。

ヘ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものを行い、先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引および為替先渡し取引に限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である高金利通貨マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ. 国債証券

ロ. 地方債証券

ハ. 特別の法律により法人の発行する債券

ニ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

ホ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1

項第4号で定めるものをいいます。）

ヘ. コマーシャル・ペーパー

ト. 転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券

チ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ. からト. までの証券の性質を有するもの

リ. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ヌ. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

ル. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ヲ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ワ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

カ. 外国の者に対する権利でワ. の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ. 外国の者に対する権利でホ. の権利の性質を有するもの

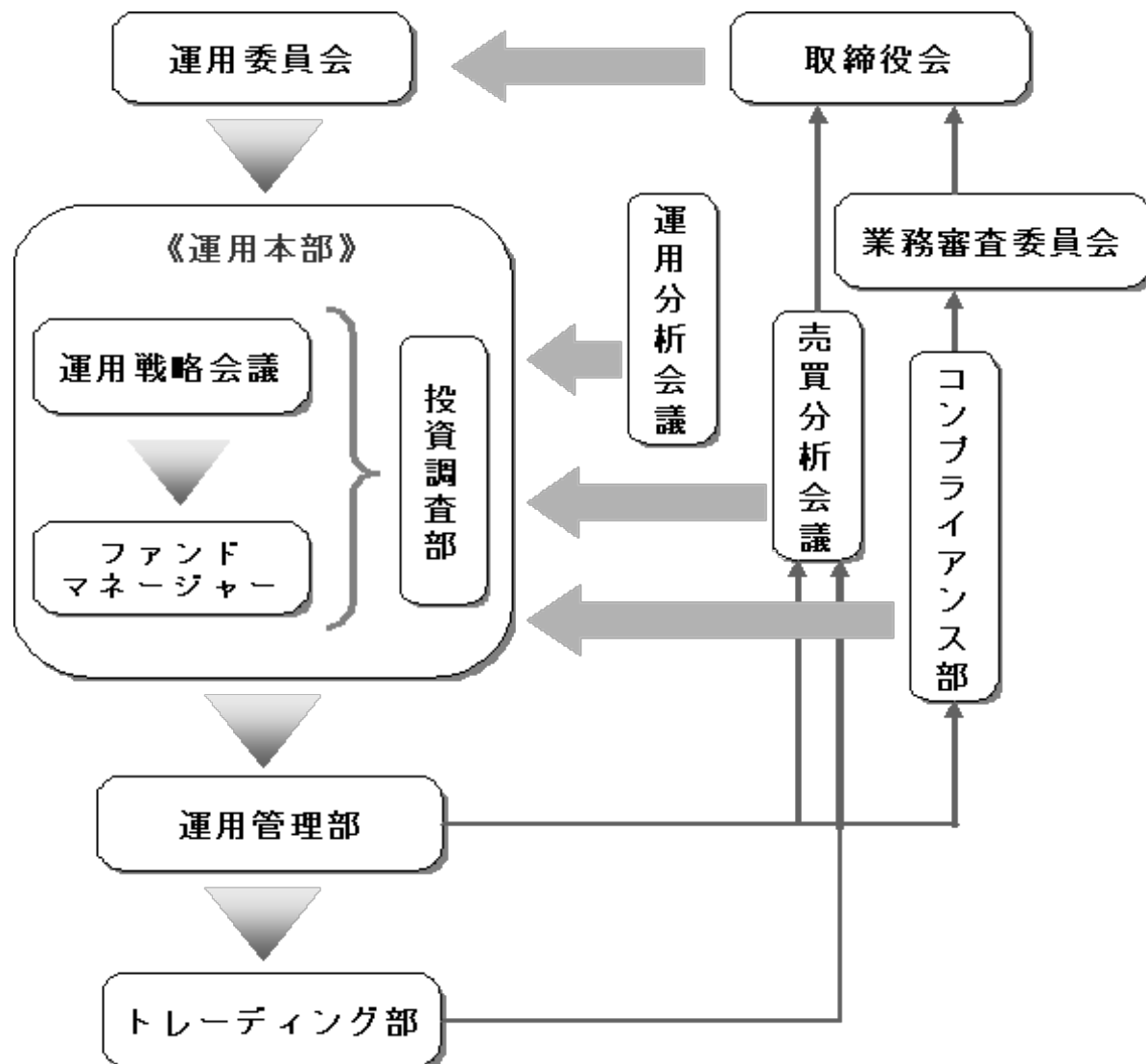
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割	人員
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。 また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。	19名
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。	38名

債券運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。 ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。	6名
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。 また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。	4名
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。	15名
売買分析会議 （月1回開催）	運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部及びトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。	17名
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。	7名
コンプライアンス部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注後の検証として、主として法令及び投資信託約款に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	3名
運用管理部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	2名
トレーディング部	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。	5名

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・ 運用実施に関する内規
- ・ 債券の投資に関する内規
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引に関する内規

・短期金融商品の投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成21年1月30日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

■ 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

ただし、第1計算期間の決算日（平成20年8月20日）および第2計算期間の決算日（平成20年9月22日）には、収益分配を行いません。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受

益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

■ 先物取引等の指図および目的

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超える

こととなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- d 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。））、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b 上記 a の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c 上記 b の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えること

となる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に
指図することはできません。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に外貨建ての短期債券等を実質的な投資対象としますので、組入れた短期債券等の価格の下落や、組入れた短期債券等の発行体の破綻や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 【投資リスク】

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、当ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、当ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券の発行体や為替予約取引の相手方の破綻、財務状況の悪化等、および有価証券の発行体や為替予約取引の相手方の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券の売却ができなくなることがあります。

このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

外国の外貨不足などの経済的要因、外国政府の資産凍結などの政治的理由、外国の社会情勢の混乱等の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

(2) [留意事項]

- a 毎月決算を行い、分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- b 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

(3) [投資リスクに対する管理体制]

- a 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- b 運用管理部及びコンプライアンス部は、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

運用管理部及びコンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の指図に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用管理部が運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、主として法令及び投資信託約款に関する事項についてはコンプライアンス部が、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項については運用管理部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- c 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

■ 当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

■ 継続申込期間

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。
- ◆ 追加型証券投資信託「プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。
- ◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。
- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.15%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の97.65（税抜 93）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年10,000分の	97.65（税抜 93）
内 委託会社	年10,000分の	46.20（税抜 44）
内 販売会社	年10,000分の	47.25（税抜 45）
内 受託会社	年10,000分の	4.20（税抜 4）

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の1.26（税抜1.20）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

また、マザーファンドを通じて投資する外貨建ての短期債券等の利息等は、現地において課税される場合があります。

- ※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

■ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金であり、特別分配金は課税されません。

a 個人受益者の場合

普通分配金は配当所得となり、原則として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

源泉徴収税率の特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、源泉徴収税率は10%（所得税7%、地方税3%）となります。

この場合、上場株式等の配当等（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）の配当所得の合計額が100万円を超える場合には、その超える年分について確定申告が必要となります。

申告分離課税の税率は20%（所得税15%、地方税5%）ですが、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、その年分の配当所得の合計額のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。

b 法人受益者の場合

<平成21年3月31日以前>

普通分配金は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

<平成21年4月1日以降>

普通分配金は、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

■ 償還差益及び解約差益に対する課税

a 個人受益者の場合

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、原則として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。

源泉徴収選択口座における源泉徴収税率は20%（所得税15%、地方税5%）ですが、特例として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（平成21年と平成22年の2年間）については、源泉徴収選択口座における源泉徴収税率は10%（所得税7%、地方税3%）となります。

この場合において、源泉徴収選択口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収選択口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える場合には、その超える年分について、確定申告の必要があります。

b 法人受益者の場合

<平成21年3月31日以前>

償還時及び解約時の個別元本超過額は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

<平成21年4月1日以降>

償還時及び解約時の個別元本超過額は、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

※ 普通分配金、特別分配金とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。特別分配金は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、特別分配金を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から特別分配金を控除した額となります。

■ その他

- ・ 法人受益者については、益金不算入制度の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。

- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は平成21年1月30日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成21年1月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,065,291,305	99.45
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		11,363,593	0.55
合計（純資産総額）		2,076,654,898	100.00

＜参考＞高金利通貨マザーファンド

資産の種類	国名/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ニュージーランド	139,392,964	6.62
	ノルウェー	169,703,534	8.06
	メキシコ	277,339,834	13.18
	ブラジル	311,246,307	14.79
	ハンガリー	121,290,000	5.76
	ポーランド	214,799,211	10.20
	南アフリカ	340,960,872	16.20
	小計	1,574,732,722	74.81
地方債証券	オーストラリア	293,612,253	13.95
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		236,546,050	11.24
合計（純資産総額）		2,104,891,025	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	高金利通貨 マザーファンド	3,200,017,517	0.6500	2,080,011,387	0.6454	2,065,291,305	99.45

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.45

合計	99.45
----	-------

<参考> 高金利通貨マザーファンド

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
メキシコ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS	43,000,000	637.64	274,189,258	644.97	277,339,834	9	2009/12/24	13.18
ブラジル	国債証券	BRAZIL GOVT	8,000,000	3,813.81	305,105,184	3,890.57	311,246,307	0	2010/1/1	14.79
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000	1,288.39	167,491,415	1,305.41	169,703,534	5.5	2009/5/15	8.06
ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVT	300,000,000	40.60	121,823,627	40.43	121,290,000	9.5	2009/2/12	5.76
ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	8,000,000	2,656.85	212,548,238	2,684.99	214,799,211	6	2009/5/24	10.20
オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREAS QTC	5,000,000	5,832.50	291,625,061	5,872.24	293,612,253	6	2009/7/14	13.95
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVT	3,000,000	4,637.02	139,110,756	4,646.43	139,392,964	7	2009/7/15	6.62
南アフリカ	国債証券	REP SOUTH AFRICA	35,000,000	956.86	334,902,560	974.17	340,960,872	13	2010/8/31	16.20

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	74.81
地方債証券	13.95
合計	88.76

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 高金利通貨マザーファンド

資産の種類	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引 売建 オーストラリアドル	3,000,000.00	176,406,000	173,760,000	△8.26
為替予約取引 売建 ニュージーランドドル	1,000,000.00	47,383,000	45,660,000	△2.17
為替予約取引 売建 メキシコペソ	10,000,000.00	64,119,000	63,200,000	△3.00

為替予約取引 売建 ポーランドズロチ	4,000,000.00	106,680,000	106,880,000	△5.08
為替予約取引 売建 南アフリカランド	10,000,000.00	88,052,000	89,200,000	△4.24

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年1月30日、同日前1年以内における各月末ならびに設定来の特定期間末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1特定期間末 (平成20年12月22日)	2,470,271,763 (分配付) 2,409,801,473 (分配落)	0.6725 (分配付) 0.6560 (分配落)
平成20年 6月 末日	2,039,461,703	0.9998
平成20年 7月 末日	2,954,160,927	1.0263
平成20年 8月 末日	3,421,623,495	0.9904
平成20年 9月 末日	3,187,618,380	0.8781
平成20年 10月 末日	2,659,083,957	0.7295
平成20年 11月 末日	2,502,141,744	0.6811
平成20年 12月 末日	2,316,946,398	0.6590
平成21年 1月30日	2,076,654,898	0.6229

② 【分配の推移】

期間	分配金 (1口当たり)
第1特定期間 (自平成20年6月27日至平成20年12月22日)	0.0165円

③ 【収益率の推移】

期間	収益率 (%)
第1特定期間 (自平成20年6月27日至平成20年12月22日)	△ 32.75

(注) 収益率とは、各特定期間末の基準価額（特定期間の分配金合計額込み）から前特定期間末の基準価額（第1特定期間は1円）を控除した額を前特定期間末の基準価額（第1特定期間は1円）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年6月27日 投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、継続申込期間において、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込受付時間

当初申込期間中は、販売会社の営業時間内とします。

継続申込期間中は、原則として、午後3時（金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することを希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を

結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

- ・「分配金受取りコース」の申込単位は、1万口以上1万口単位又は1万円以上1円単位、「分配金再投資コース」の申込単位は、1万円以上1円単位、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、1万円以上1千円単位となります。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- ・1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口当たり1円です。）とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

- ・申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- ・申込手数料は、申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

また、追加型証券投資信託「プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- ・ 申込代金は、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
- ・ 申込代金の払込期日については、当初申込期間中にお申込みされた場合は、当初申込期間中に申込代金を販売会社でお支払い下さい。継続申込期間中にお申込みされた場合で、「分配金受取りコース」を選択された場合は、取得申込日から起算して6営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。「分配金再投資コース」を選択された場合は、取得申込日に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、申込代金は、あらかじめ定められた日に銀行口座等より自動的に引き落としさせていただきます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、ファンドの設定日以降、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時（金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。

- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

■ 買取請求制による換金手続

買取請求による換金を希望される受益者は、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

マザーファンドを通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に略称「羅針盤」として、1万口当たりで掲載されます。なお、掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますの

で、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成20年6月27日から無期限とします。

ただし、後述の(5) [その他]投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、第1計算期間は、平成20年6月27日から平成20年8月20日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受

益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年6月21日から12月20日まで、12月21日から翌年6月20日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。なお、第1特定期間は、平成20年6月27日から平成20年12月22日までとします。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

2【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 上記bの規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- d 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の第2[手続等]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- 3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表については東陽監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間末 (平成20年12月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,937,402
親投資信託受益証券	2,393,937,776
未収利息	128
流動資産合計	2,432,875,306
資産合計	2,432,875,306
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	20,202,865
未払解約金	780,480
未払受託者報酬	88,771
未払委託者報酬	1,975,096
その他未払費用	26,621
流動負債合計	23,073,833
負債合計	23,073,833
純資産の部	
元本等	
元本	*1 3,673,248,279
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,263,446,806
元本等合計	2,409,801,473
純資産合計	*3 2,409,801,473
負債純資産合計	2,432,875,306

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1特定期間 自 平成20年 6 月27日 至 平成20年12月22日
営業収益		
受取利息		37,272
有価証券売買等損益		△1,189,362,224
営業収益合計		△1,189,324,952
営業費用		
受託者報酬		573,265
委託者報酬		12,755,025
その他費用		171,917
営業費用合計		13,500,207
営業利益又は営業損失（△）		△1,202,825,159
経常利益又は経常損失（△）		△1,202,825,159
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,202,825,159
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△1,167,018
剰余金増加額又は欠損金減少額		23,495,270
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,734,056
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		18,761,214
剰余金減少額又は欠損金増加額		24,813,645
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		24,813,645
分配金	*1	60,470,290
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△1,263,446,806

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1特定期間 自 平成20年 6 月27日 至 平成20年12月22日
項 目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であります。財務諸表の作成は、平成20年 6月27日(設定日)から平成20年12月22日までの特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第1特定期間末 (平成20年12月22日現在)	
*1.当該計算期間の末日における受益権の総数	3,673,248,279口
2.投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,263,446,806円
*3.当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 0.6560円 (10,000口当たりの純資産額 6,560円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 自 平成20年 6 月27日 至 平成20年12月22日	
*1.収益分配金の計算過程	
第1期計算期間(平成20年6月27日～平成20年8月20日)	
投資信託約款の規定により、分配を行っておりません。	
第2期計算期間(平成20年8月21日～平成20年9月22日)	
投資信託約款の規定により、分配を行っておりません	
第3期計算期間(平成20年9月23日～平成20年10月20日)	
費用控除後の配当等収益額	A 10,462,720 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B — 円
収益調整金額	C 6,785,161 円
分配準備積立金額	D 28,537,238 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 45,785,119 円
当ファンドの期末残存口数	F 3,647,030,000 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 125 円
10,000口当たり分配金額	H 55 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 20,058,665 円
第4期計算期間(平成20年10月21日～平成20年11月20日)	
費用控除後の配当等収益額	A 10,025,463 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B — 円
収益調整金額	C 7,056,250 円

分配準備積立金額	D	18,928,025	円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,009,738	円
当ファンドの期末残存口数	F	3,674,320,000	口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	98	円
10,000口当たり分配金額	H	55	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,208,760	円
<u>第5期計算期間(平成20年11月21日～平成20年12月22日)</u>			
費用控除後の配当等収益額	A	11,012,299	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—	円
収益調整金額	C	7,100,026	円
分配準備積立金額	D	8,725,687	円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,838,012	円
当ファンドの期末残存口数	F	3,673,248,279	口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	73	円
10,000口当たり分配金額	H	55	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,202,865	円

(関連当事者との取引に関する注記)

第1特定期間 自 平成20年 6 月27日 至 平成20年12月22日
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1特定期間 自 平成20年 6 月27日 至 平成20年12月22日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1特定期間末 (平成20年12月22日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	2,039,830,000円
期中追加設定元本額	1,654,368,279円
期中一部解約元本額	20,950,000円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第1特定期間末（平成20年12月22日現在）

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,393,937,776	△7,822,165
合 計	2,393,937,776	△7,822,165

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	高金利通貨マザーファンド	3,555,529,150	2,393,937,776	
	計	銘柄数：1	3,555,529,150	2,393,937,776	
		組入時価比率：99.3%		100.0%	
	合計			2,393,937,776	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「高金利通貨マザーファンド」受益証券を、主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

高金利通貨マザーファンドの経理状況

なお、マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

高金利通貨マザーファンド

[貸借対照表]

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	平成20年12月22日現在
			金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			81,312,660
国債証券			1,940,516,812
地方債証券			186,688,542
未収入金			167,641,977
未収利息			29,739,365

前払費用		28,751,424
流動資産合計		2,434,650,780
資産合計		2,434,650,780
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		1,406,182
流動負債合計		1,406,182
負債合計		1,406,182
純資産の部		
元本等		
元本	*1	3,613,690,208
剰余金		
欠損金		1,180,445,610
純資産合計	*3	2,433,244,598
負債・純資産合計		2,434,650,780

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成20年 6 月27日 至 平成20年12月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券、地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によって評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法		為替予約取引 個別法に基づき、為替予約は、原則として、計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2)計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）の特定期間に合わせるため、平成20年6 月27日から平成20年12月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成20年12月22日現在

*1.当該計算期間の末日における受益権の総数	3,613,690,208口
2.投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,180,445,610円
*3.当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産額	1口当たりの純資産額 0.6733円 (10,000口当たりの純資産額 6,733円)

(その他の注記)

1.元本の移動

(単位：円)

平成20年12月22日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定日	平成20年6月27日
設定元本額	2,030,000,000
設定日より平成20年12月22日までの追加設定元本額	1,685,204,286
設定日より平成20年12月22日までの一部解約元本額	101,514,078
期末元本額	3,613,690,208
平成20年12月22日の元本の内訳（※）	
プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）	3,555,529,150
環境未来バランス・オープン（愛称 環境宣言）	56,730,215
プレミアム・カレンシー・オープン（1年決算型）	1,430,843

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成20年12月22日現在

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,940,516,812	44,171,797
地方債証券	186,688,542	3,151,662
合 計	2,127,205,354	47,323,459

3.デリバティブ取引関係

I. 取引の状況に関する事項

項 目	期 別	自 平成20年 6 月27日 至 平成20年12月22日
1.取引の内容		当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。
2.取引に対する取組方針		為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。
3.取引の利用目的		為替予約取引は、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4.取引に係るリスクの内容		為替予約取引による主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
5.取引に係るリスクの管理体制		デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しております。また、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明		取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II.取引の時価等に関する事項

平成20年12月22日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち一年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	オーストラリアドル	63,408,511	—	63,805,868	△397,357
	ニュージーランドドル	107,476,348	—	108,485,173	△1,008,825
合計		170,884,859	—	172,291,041	△1,406,182

(注)時価の算定方法

- ・為替予約取引
- 1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1)計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - (2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ①計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ②計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

[附属明細表]

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICAN FIXED RATE BONDS	43,000,000.00	43,513,850.00	
	計	銘柄数：1	43,000,000.00	43,513,850.00	
				(300,245,565)	
		組入時価比率：12.3%		14.1%	
	ブラジルレアル	BRAZIL GOVT	16,000,000.00	16,385,280.00	
	計	銘柄数：1	16,000,000.00	16,385,280.00	
				(626,573,107)	
		組入時価比率：25.8%		29.5%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000.00	13,137,020.00	
	計	銘柄数：1	13,000,000.00	13,137,020.00	
				(169,467,558)	
		組入時価比率：7.0%		8.0%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY	300,000,000.00	300,198,000.00	
	計	銘柄数：1	300,000,000.00	300,198,000.00	

				(142,023,673)	
		組入時価比率：5.8%		6.7%	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT	8,000,000.00	7,988,304.00	
	計	銘柄数：1	8,000,000.00	7,988,304.00	
				(243,882,921)	
		組入時価比率：10.0%		11.5%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVT	1,000,000.00	1,013,790.00	
	計	銘柄数：1	1,000,000.00	1,013,790.00	
				(52,717,080)	
		組入時価比率：2.2%		2.5%	
	南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA	40,000,000.00	43,566,800.00	
	計	銘柄数：1	40,000,000.00	43,566,800.00	
				(405,606,908)	
		組入時価比率：16.7%		19.1%	
	小計			1,940,516,812	
				(1,940,516,812)	
地方債証券	オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS QTC	3,000,000.00	3,040,530.00	
	計	銘柄数：1	3,000,000.00	3,040,530.00	
				(186,688,542)	
		組入時価比率：7.7%		8.8%	
	小計			186,688,542	
				(186,688,542)	
	合計			2,127,205,354	
				(2,127,205,354)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入外国債券時価比率	合計金額に対する比率
メキシコペソ	国債証券1銘柄	100.0%	14.1%
ブラジルレアル	国債証券1銘柄	100.0%	29.5%
ノルウェークローネ	国債証券1銘柄	100.0%	8.0%
ハンガリーフォリント	国債証券1銘柄	100.0%	6.7%
ポーランドズロチ	国債証券1銘柄	100.0%	11.5%
オーストラリアドル	地方債証券1銘柄	100.0%	8.8%
ニュージーランドドル	国債証券1銘柄	100.0%	2.5%
南アフリカランド	国債証券1銘柄	100.0%	19.1%

2.有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	2,079,127,902円
II 負債総額	2,473,004円
III 純資産総額（I－II）	2,076,654,898円
IV 発行済数量	3,333,995,648口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6229円

＜参考＞高金利通貨マザーファンド

【純資産額計算書】（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	2,106,239,025円
II 負債総額	1,348,000円
III 純資産総額（I－II）	2,104,891,025円
IV 発行済数量	3,261,144,614口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6454円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)
第1特定期間	3,694,198,279	20,950,000

（注）第1特定期間の設定数量は、当初申込期間中の数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

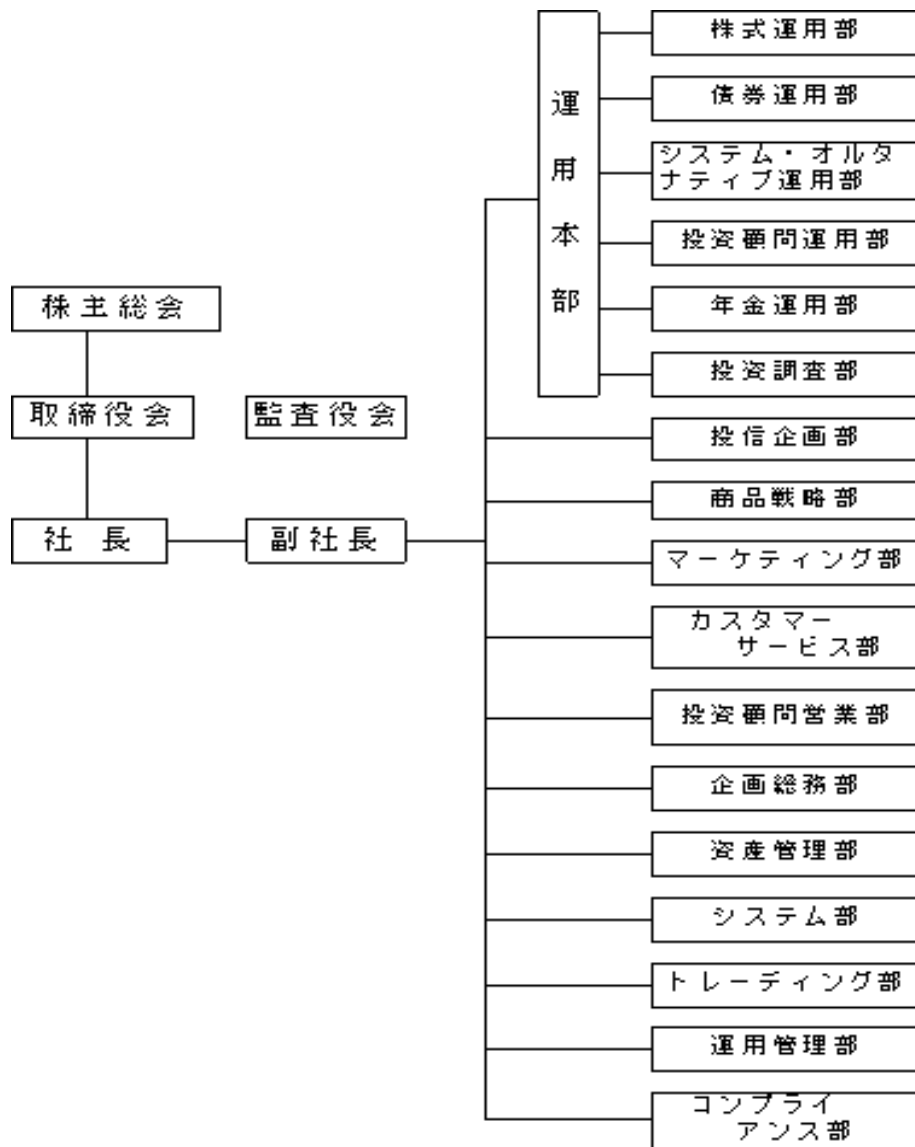
1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年1月30日現在）	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

業務執行体制

① 組織図



② 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	信託財産のうち内外の株式を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	① 信託財産のうち内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 信託財産のうち短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	信託財産のうちシステム運用を行う投資信託、内外の不動産を主要投資対象とする投資信託、ファンド・オブ・ファンズ等を中心とした運用業務
投資顧問運用部	① 投資一任契約資産の内、個人投資家・法人投資家の契約資産の運用業務 ② 投資顧問契約による投資助言に関する業務
年金運用部	投資一任契約資産の内、年金契約資産の運用業務
投資調査部	① 内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査および予測、内外の不動産市場の調査および予測等に関する業務 ② 有価証券の発行体毎の信用リスクの調査に関する業務

マーケティング部	① 投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 ② 第一種金融商品取引業者および登録金融機関への公開販売の推進に関する業務
カスタマーサービス部	① 投資信託に関する情報開発・提供、投資家に対するセミナー等の企画・立案、募集・販売の支援のための資料作成、販売会社に係る営業事務、広告宣伝に関する業務 ② 受益者等からの質問および苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	① 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約のマーケティングに関する業務 ② 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
商品戦略部	① 金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 ② 商品戦略の立案および推進に関する業務 ③ 運用実績の評価および分析に関する業務
投信企画部	① 投資信託の企画、提案書作成に関する業務 ② 投資信託約款、投資信託契約に関する業務 ③ 有価証券届出書および有価証券報告書等に関する業務 ④ 目論見書、運用報告書および開示資料等に関する業務 ⑤ 主務官庁、受託銀行、投資信託協会および運用評価機関等への折衝に関する業務 ⑥ 投資信託制度の調査、研究に関する業務 ⑦ 運用助言契約、外部委託契約に関する業務
企画総務部	① 経営および経営計画に関する業務 ② 株主総会および取締役会の事務処理に関する業務 ③ 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 ④ 従業員の人事、給与、教育に関する業務および役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 ⑤ 予算、決算、会計および現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 ⑥ 受益証券および受益権に関する業務 ⑦ 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 ⑧ 広報に関する業務
資産管理部	① 投資信託財産の計算に関する業務 ② 契約資産の計算に関する業務
システム部	① コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 ② 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 ③ 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
トレーディング部	① トレーディング業務の企画、立案に関する業務 ② 内外の有価証券等および外国為替の売買発注に関する業務
運用管理部	① 運用実施の管理および諸規則等遵守に関する業務 ② 有価証券および有価証券先物取引等、信用取引等、外国為替の予約取引にかかるリスク管理に関する業務

コンプライアンス部	① 内部監査に関する業務 ② 運用業務に係わる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の審査に関する業務 ③ 外部委託先の運用指図等に関する審査及び監査に関する業務 ④ 運用のリスク管理の審査に関する業務 ⑤ 全社の法令諸規則等遵守状況の審査および審査に基づく各部室等への指導に関する業務 ⑥ 内部統制の評価に関する業務
-----------	--

③委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

④運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。

ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部およびトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成21年1月30日現在、当社は、151本の証券投資信託（単位型株式投資信託18本、追加型株式投資信託85本、追加型公社債投資信託15本、親投資信託33本）の運用を行っており、純資産総額は6,964億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、前事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により、当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

前事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第43期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	第 43 期 (平成19年3月31日現在)			第 44 期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金預金		4,600,516			5,994,469	
有価証券		1,685,849			1,172,957	
未収委託者報酬		709,719			640,486	

前払費用		13,116		68,894	
未収収益		6,215		2,675	
繰延税金資産		97,930		125,901	
その他の流動資産		1,332		58	
流動資産合計		7,114,680	61.7	8,005,443	71.4
固定資産					
有形固定資産	*1	39,806	0.4	47,868	0.4
建物		4,273		5,679	
器具備品		35,532		42,189	
無形固定資産	*2	50,578	0.4	43,939	0.4
ソフトウェア		49,413		42,665	
電話加入権		1,164		1,273	
投資その他の資産		4,329,081	37.5	3,119,067	27.8
投資有価証券		2,531,802		1,915,151	
親会社株式		1,700,160		907,368	
長期差入保証金		87,129		280,458	
その他		24,500		30,600	
貸倒引当金		△ 14,510		△ 14,510	
固定資産合計		4,419,466	38.3	3,210,875	28.6
資産合計		11,534,146	100.0	11,216,318	100.0

期 別 科 目	第 43 期 (平成19年3月31日現在)			第 44 期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額	構成比		金 額	構成比	
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		2,532			2,088	
未払金		389,170			346,153	
未払収益分配金	991			165		
未払償還金	41,750			33,789		
未払手数料	345,784			311,552		
未払事業所税	644			646		
未払費用		203,696			201,641	
未払法人税等		303,119			310,369	
未払消費税等		47,574			47,922	
賞与引当金		80,000			83,400	
移転損失引当金		—			20,623	
流動負債合計		1,026,093	8.9		1,012,199	9.0
固定負債						
退職給付引当金		69,686			76,203	
役員退職慰労引当金		24,830			29,120	
繰延税金負債		472,183			54,550	
固定負債合計		566,700	4.9		159,873	1.4
負債合計		1,592,794	13.8		1,172,072	10.4
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	8.7		1,000,000	8.9
資本剰余金		566,500	4.9		566,500	5.1
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		7,639,271	66.2		8,335,669	74.3

利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	1,740,779			2,437,177		
株主資本合計		9,205,271	79.8		9,902,169	88.3
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		735,581	6.4		142,077	1.3
評価・換算差額等合計		735,581	6.4		142,077	1.3
純資産合計		9,941,352	86.2		10,044,246	89.6
負債純資産合計		11,534,146	100.0		11,216,318	100.0

（２）【損益計算書】

科 目	期 別	第 43 期			第 44 期		
		自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日			自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		
		金 額	百分比		金 額	百分比	
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			7,628,206			9,613,349	
営業収益計			7,628,206	100.0		9,613,349	100.0
営業費用							
支払手数料			4,385,858			5,201,693	
広告宣伝費			195,519			349,238	
公告費			7,375			4,692	
受益証券発行費			30,220			—	
受益権管理費			1,422			7,757	
調査費			789,599			1,394,878	
調査費	69,049				83,786		
委託調査費	720,550				1,311,092		
委託計算費			66,075			145,714	
営業雑経費			181,766			250,440	
通信費	26,309				30,420		
印刷費	149,221				213,543		
協会費	4,278				4,780		
諸会費	1,957				1,695		
営業費用計			5,657,838	74.2		7,354,415	76.5
一般管理費							
給料			566,248			636,680	
役員報酬	*1	84,650			101,433		
役員賞与		21,900			—		
給料・手当		378,787			431,860		
賞与		80,910			103,385		
交際費			4,036			8,732	
寄付金			40,086			43,386	
旅費交通費			34,116			34,964	
租税公課			13,365			14,160	

不動産賃借料		58,609			86,639	
賞与引当金繰入		80,000			83,400	
退職給付費用		7,224			8,853	
役員退職慰労引当金繰入		4,131			4,290	
固定資産減価償却費		13,474			28,769	
諸経費		230,050			246,662	
一般管理費計		1,051,343	13.8		1,196,539	12.4
営業利益		919,023	12.0		1,062,394	11.1

期 別 科 目	第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日			第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		
	金 額	千円	千円	金 額	千円	千円
営業外収益						
受取配当金 *2		83,444			83,282	
有価証券利息		9,352			16,202	
受取利息		472			2,214	
約款時効収入		11,779			7,662	
雑益		507			654	
営業外収益計		105,558	1.4		110,016	1.1
営業外費用						
固定資産除却損 *3		60			449	
時効後返還金		9,406			5,574	
雑損		520			313	
営業外費用計		9,988	0.1		6,338	0.1
経常利益		1,014,592	13.3		1,166,073	12.1
特別利益						
投資有価証券売却益		—			147,817	
有価証券売却益		12,579			—	
ゴルフ会員権清算益		1,031			—	
その他		—			4	
特別利益計		13,610	0.2		147,821	1.5
特別損失						
投資有価証券売却損		—			6,300	
有価証券売却損		8,586			—	
有価証券評価損		—			51,930	
移転損失 *4		—			21,947	
その他		—			831	
特別損失計		—	8,586	0.1	81,009	0.8
税引前当期純利益		1,019,616	13.4		1,232,884	12.8
法人税、住民税及び事業税	445,777			528,407		
法人税等調整額	△42,535	403,241	5.3	△33,170	495,236	5.1
当期純利益		616,375	8.1		737,647	7.7

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,200,084	7,098,576	8,665,076	1,310,953	1,310,953	9,976,029
当期変動額											
剰余金の配当 (注)						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
役員賞与 (注)						△34,430	△34,430	△34,430			△34,430
当期純利益						616,375	616,375	616,375			616,375
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									△575,372	△575,372	△575,372
当期変動額合計						540,695	540,695	540,695	△575,372	△575,372	△34,677
平成19年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第44期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						737,647	737,647	737,647			737,647
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									△ 593,504	△ 593,504	△593,504
当期変動額合計						696,397	696,397	696,397	△ 593,504	△ 593,504	102,893
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246

重要な会計方針

期 別	第 43 期	第 44 期
項 目	自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
1. 有価証券の評価基準	その他有価証券	その他有価証券

及び評価方法	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価 は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、 売却原価は総平均法により 算定） 時価のないもの 総平均法による原価法								
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりです。 <table><tr><td>建物</td><td>15 年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～6 年</td></tr></table> — (2) 無形固定資産 定額法により償却してお ります。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における 利用可能期間（3～5年）に基 づき償却しております。	建物	15 年	器具備品	4～6 年	(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下の とおりです。 <table><tr><td>建物</td><td>15 年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～6 年</td></tr></table> (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より平成19年4月1日以降取得した有 形固定資産について、改正後の法人税 法に基づく減価償却の方法に変更し ております。この変更により、営業利 益、経常利益及び税引前当期純利益 は、それぞれ2,699千円減少しており ます。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3 月31日以前に取得した資産について は、改正前の法人税法に基づく減価償 却方法の適用により取得価額の5%に 到達した事業年度の翌事業年度より、 取得価額の5%相当額と備忘価額との 差額を5年間にわたり均等償却し、減 価償却費に含めて計上しています。こ の結果、従来に比べ、営業利益、経常利 益及び税引前当期純利益は、それぞれ 394千円減少しております。 (2) 無形固定資産 同 左 なお、自社利用のソフト ウェアについては、社内 における利用可能期間（3～5 年）に基づき償却しており ます。	建物	15 年	器具備品	4～6 年
建物	15 年									
器具備品	4～6 年									
建物	15 年									
器具備品	4～6 年									

期 別 項 目	第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。(表示方法の変更) 前期までは役員退職給与引当金と表示しておりましたが、当期より役員退職慰労引当金と表示しております。 —	同 左 (2) 賞与引当金 同 左 (3) 退職給付引当金 同 左 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (5) 移転損失引当金 本社の移転に伴い、発生が見込まれる現状復帰費用・固定資産除却損等の合理的な見積り額を計上しております。 同 左 同 左
4. リース取引の会計処理の方法	リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

第 43期	第 44期
自 平成 18年 4月 1 日	自 平成 19年 4月 1 日
至 平成 19年 3月 31 日	至 平成 20年 3月 31 日

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、9,941,352千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (2) 役員賞与に関する会計基準 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。この結果、従来の方法と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ21,900千円減少しております。	— —
--	-------------------

注記事項

(貸借対照表関係)

第 43 期 (平成19年 3月31日現在)	第 44 期 (平成20年 3月31日現在)												
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>27,241 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>58,010 千円</td></tr> </table> *2. 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>5,616 千円</td></tr> </table>	建物	27,241 千円	器具備品	58,010 千円	ソフトウェア	5,616 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>26,328 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>69,497 千円</td></tr> </table> *2. 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>17,372 千円</td></tr> </table>	建物	26,328 千円	器具備品	69,497 千円	ソフトウェア	17,372 千円
建物	27,241 千円												
器具備品	58,010 千円												
ソフトウェア	5,616 千円												
建物	26,328 千円												
器具備品	69,497 千円												
ソフトウェア	17,372 千円												

(損益計算書関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日																
*1. 役員報酬の範囲額 <table><tr><td>取締役</td><td>月額</td><td>15,000 千円</td></tr><tr><td>監査役</td><td>月額</td><td>3,000 千円</td></tr></table> *2. 関係会社との取引高 <table><tr><td>受取配当金</td><td>46,200 千円</td></tr></table> *3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	取締役	月額	15,000 千円	監査役	月額	3,000 千円	受取配当金	46,200 千円	*1. 役員報酬の範囲額 <table><tr><td>取締役</td><td>月額</td><td>15,000 千円</td></tr><tr><td>監査役</td><td>月額</td><td>3,000 千円</td></tr></table> *2. 関係会社との取引高 <table><tr><td>受取配当金</td><td>27,720 千円</td></tr></table> *3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	取締役	月額	15,000 千円	監査役	月額	3,000 千円	受取配当金	27,720 千円
取締役	月額	15,000 千円															
監査役	月額	3,000 千円															
受取配当金	46,200 千円																
取締役	月額	15,000 千円															
監査役	月額	3,000 千円															
受取配当金	27,720 千円																

建物	— 千円	建物	259 千円
器具備品	60 千円	器具備品	190 千円
—		*4. 移転損失には、移転損失引当金繰入額20,623千円及び既に終了した移転に係る支出額を計上しています。	

(株主資本等変動計算書関係)

第43期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成18年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月26日
配当の原資	利益剰余金

第44期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（リース取引関係）

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 13,929</td><td>千円 9,759</td><td>千円 4,170</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 13,929	千円 9,759	千円 4,170	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 10,221</td><td>千円 8,160</td><td>千円 2,061</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 13,929	千円 9,759	千円 4,170														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
<table><tr><td>1年以内</td><td>2,189 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>2,228 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,417 千円</td></tr></table>	1年以内	2,189 千円	1年超	2,228 千円	合計	4,417 千円	<table><tr><td>1年以内</td><td>1,348 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>879 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,228 千円</td></tr></table>	1年以内	1,348 千円	1年超	879 千円	合計	2,228 千円				
1年以内	2,189 千円																
1年超	2,228 千円																
合計	4,417 千円																
1年以内	1,348 千円																
1年超	879 千円																
合計	2,228 千円																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,880 千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,639 千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>204 千円</td></tr></table>	支払リース料	2,880 千円	減価償却費相当額	2,639 千円	支払利息相当額	204 千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>2,231 千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,108 千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>122 千円</td></tr></table>	支払リース料	2,231 千円	減価償却費相当額	2,108 千円	支払利息相当額	122 千円				
支払リース料	2,880 千円																
減価償却費相当額	2,639 千円																
支払利息相当額	204 千円																
支払リース料	2,231 千円																
減価償却費相当額	2,108 千円																
支払利息相当額	122 千円																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左
（５）利息相当額の算定方法	（５）利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左
（６）減損損失について	（６）減損損失について
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第43期〈自平成18年4月1日 至平成19年3月31日〉

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	850,964	2,121,595	1,270,630
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	98	98	0
小計	851,062	2,121,693	1,270,630
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	705,074	703,890	△1,184
③その他	2,101,919	2,095,900	△6,019
（３）その他	200,310	183,631	△ 16,678
小計	3,007,304	2,983,421	△23,882
合計	3,858,366	5,105,114	1,246,748

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額

売却益の合計額

売却損の合計額

260,316 千円

12,579 千円

8,586 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

812,697 千円

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	500,670	203,220	—	—
その他	1,001,450	1,094,450	—	—
②その他	301	183,330	—	—
合 計	1,502,421	1,481,000	—	—

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

有 価 証 券

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	557,389	931,418	374,028
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	299,731	301,800	2,068
	③その他	893,835	896,100	2,264
	(3) その他	100,098	127,179	27,080
	小計	1,851,055	2,256,497	405,441
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	292,600	171,000	△121,600
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	201,025	200,900	△125
	③その他	500,189	499,760	△429
	(3) その他	187,836	145,358	△42,478
	小計	1,181,651	1,017,018	△164,633
	合計	3,032,706	3,273,515	240,808

(注) その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について51,930千円減損処理を行っております。

2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額

365,020 千円

売却益の合計額

147,817 千円

売却損の合計額

6,300 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

721,961 千円

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	200,900	301,800	—	—
その他	699,520	696,340	—	—
②その他	—	175,150	90,330	—
合 計	900,420	1,173,290	90,330	—

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

〈第43期〉自平成18年4月1日 至平成19年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	69,686	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	5,421	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>1,803</u>	千円
退職給付費用	7,224	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	76,203	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,516	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>2,336</u>	千円
退職給付費用	8,853	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 43 期 自 平成 18年 4月 1 日 至 平成 19年 3月 31 日		第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	32,800 千円	賞与引当金	34,194 千円
退職給付引当金	28,571 千円	退職給付引当金	31,243 千円
役員退職給与引当金	10,180 千円	役員退職慰労引当金	11,939 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円	ゴルフ会員権評価損	1,230 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	5,949 千円
その他有価証券評価差額金	9,791 千円	その他有価証券評価差額金	67,499 千円
未払事業税	24,393 千円	未払事業税	24,384 千円
未払費用	29,411 千円	未払広告宣伝費	26,732 千円
その他	4,376 千円	その他	34,410 千円
繰延税金資産の合計	146,704 千円	繰延税金資産の合計	237,582 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	520,958 千円	その他有価証券評価差額金	166,231 千円
繰延税金負債の合計	520,958 千円	繰延税金負債の合計	166,231 千円
繰延税金負債の純額	374,253 千円	繰延税金資産の純額	71,351 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。
法定実効税率	41.0
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.7

(関連当事者との取引)

第43期〈自平成18年4月1日 至平成19年3月31日〉

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	—	出向 2名	当社ファンド [*] の募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	3,803,046	未払手数料	253,653
	岡三オンライン証券株式会社	東京都中央区	3,000,000	証券業	(所有) 直接5.26%	—	—	第三者割当増資の引き受け (注3)	150,000	—	—

- (注) 1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
- 3.岡三オンライン証券株式会社の第三者割当増資を1株につき50,000円で当社が引き受けたものであります。

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	岡三ホールディングス株式会社	東京都中央区	18,589,682	持株会社	所有 直接0.89% 被所有 直接 19.81% 間接 46.08%	—	—	投資有価証券の売却 (注3)	199,430	—	—

(2)兄弟会社等

属性	会社等の名称 住所		資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	—	出向 2名	当社ファンド [*] の募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	4,374,054	未払手数料	230,591

- (注) 1. 上記(1)～(2)の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
3. 株式会社岡三経済研究所株式（簿価52,136千円）を売却したものであり、取引金額は独立した第三者の算定した価格を基に決定しております。

(1株当たり情報)

第 43 期		第 44 期	
自 平成 18年 4月 1 日		自 平成 19年 4月 1 日	
至 平成 19年 3月 31 日		至 平成 20年 3月 31 日	
1株当たり純資産額 12,050円 12銭		1株当たり純資産額 12,174円 84銭	
1株当たり当期純利益金額 747円 12銭		1株当たり当期純利益金額 894円 11銭	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
当期純利益（千円）	616,375	737,647	
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち利益処分による役員賞与金（千円））	—	—	
普通株式に係る当期純利益（千円）	616,375	737,647	
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000	
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)	
純資産の部の合計額（千円）	9,941,352	10,044,246	
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—	
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	9,941,352	10,044,246	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000	

（重要な後発事象）

〈第43期〉自平成18年4月1日 至平成19年3月31日

該当事項はありません。

〈第44期〉自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

（当社と岡三投資顧問株式会社との合併）

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として行っております。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,129,146千円、負債の額は141,069千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

中間貸借対照表

期 別 科 目	第45期中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
	注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)		千円	%
流動資産			
現金及び預金		6,689,999	
有価証券		660,913	
未収委託者報酬		645,490	
繰延税金資産		77,269	
その他流動資産		41,605	
流動資産合計		8,115,278	71.7
固定資産	※ 1		
有形固定資産		139,070	
無形固定資産		39,137	
投資その他の資産		3,031,945	
投資有価証券		2,822,012	
その他		224,442	
貸倒引当金		△ 14,510	
固定資産合計		3,210,153	28.3
資産合計		11,325,431	100.0
(負 債 の 部)			
流動負債			
預り金		7,056	
未払金		331,981	
未払収益分配金		168	
未払償還金		23,713	
未払手数料		307,470	
未払事業所税		628	
未払法人税等		84,392	
賞与引当金		78,874	
その他流動負債		147,985	
流動負債合計		650,290	5.7
固定負債			
退職給付引当金		80,191	
役員退職慰労引当金		23,920	
繰延税金負債		184,077	
固定負債合計		288,189	2.6
負債合計		938,479	8.3
(純 資 産 の 部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	8.8
資本剰余金		566,500	5.0
資本準備金		566,500	
利益剰余金		8,700,802	76.8
利益準備金		179,830	
その他利益剰余金		8,520,972	
別途積立金		5,718,662	
繰越利益剰余金		2,802,310	
株主資本合計		10,267,302	90.7
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		119,648	1.0
評価・換算差額等合計		119,648	1.0
純資産合計		10,386,951	91.7
負債純資産合計		11,325,431	100.0

中間損益計算書

期 別	第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日		
	注記 番号	金 額	百分比
科 目		千円	%
営業収益			
委託者報酬		4,729,017	
運用受託報酬		38,792	
営業収益計		4,767,810	100.0
営業費用			
一般管理費		3,682,271	77.2
営業利益		850,778	17.9
営業外収益			
営業外費用		234,760	4.9
経常利益		450,352	9.5
税引前中間純利益		4,513	0.1
法人税、住民税及び事業税		680,600	14.3
法人税等調整額		680,600	14.3
中間純利益		78,733	1.7
		195,483	4.1
		406,383	8.5

中間株主資本等変動計算書

第45期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千
円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
中間純利益						406,383	406,383	406,383			406,383
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）									△22,428	△22,428	△22,428
中間会計期間中の変動額合計						365,133	365,133	365,133	△22,428	△22,428	342,705
平成20年9月30日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,802,310	8,700,802	10,267,302	119,648	119,648	10,386,951

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

期 別	第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日
項 目	

1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの … 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定） 時価のないもの … 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 … 15年 器具備品 … 4 ～ 6年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。
4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。
5. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動資産に含めて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

第45期中間会計期間 自 平成 20年4月 1日 至 平成 20年9月30日

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当中間会計期間から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

（※1）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、78,692 千円 であります。

（中間損益計算書関係）

1. （※1）営業外収益の主要なもの

有価証券利息	7,531 千円
受取配当金	42,429 千円
負ののれん償却額	389,225 千円

2. 減価償却実施額

有形固定資産	18,404 千円
無形固定資産	6,042 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

2. 配当に関する事項

平成20年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

（リース取引関係）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (器具備品)	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	中間期末残高 相当額
	3,145 千円	2,572 千円	573 千円

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

1 年内	488 千円
1 年超	124 千円

	合計	612 千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料		666 千円
減価償却費相当額		609 千円
支払利息相当額		23 千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
(5) 利息相当額の算定方法		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		
(6) 減損損失について		
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。		

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
(1) 株式	875,009	1,101,942	226,932
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	299,788	301,110	1,321
③その他	1,095,016	1,095,940	924
(3) その他	308,355	281,972	△26,382
合 計	2,578,171	2,780,964	202,794

2. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式 701,961 千円

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	12,590円24銭
1株当たり中間純利益金額	492円58銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載して
おりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,386,951
純資産の部から控除する合計額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,386,951
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	406,383
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	406,383
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社は、平成20年4月1日に、岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「日本投信委託株式会社」から「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更しました。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

住友信託銀行株式会社

① 資本金の額

平成20年3月末日現在、287,537百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成20年3月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	4,000	
大石証券株式会社	130	
益茂証券株式会社	515	

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ③ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い
- ④ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

住友信託銀行株式会社は、委託会社の株式を35,750株（持株比率4.33%）保有しています。

岡三証券株式会社は、委託会社の株式を19,000株（持株比率2.30%）保有しています。

大石証券株式会社は、委託会社の株式を550株（持株比率0.07%）保有しています。

益茂証券株式会社は、委託会社の株式を550株（持株比率0.07%）保有しています。

委託会社は、岡三オンライン証券株式会社の株式を3,000株（持株比率2.14%）保有しています。

委託会社は、益茂証券株式会社の株式を15,750株（持株比率0.93%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成20年10月3日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 宮澤正則 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）」の平成20年6月27日から平成20年12月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「プレミアム・カレンシー・オープン（毎月決算型）」の平成20年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月12日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

"

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月9日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定夫 ⑩

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月25日

日本投信委託株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 ⑩

指 定 社 員業務執行社員 公認会計士 助川正文 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日本投信委託株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本投信委託株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。